

白 糠 町 農 業 委 員 会  
第 2 6 回 総 会 議 事 録

自 令和 2 年 3 月 27 日  
至 令和 2 年 3 月 27 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

## 第 2 6 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 2 年 3 月 27 日

### 1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	石 田 正 義	○	○	農 地
2	對 木 範 誉	○		農 地
3	酒 井 伸 吾	○		総 務
4	松 本 隆 志	○	○	総 務
5	中 河 敏 史	○		農 地
6	澁 谷 幸 子	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○		農 地
8	照 井 明	○		農 地

### 2 事務局職員の出席した者

事務局長 山田雄大  
主 幹 齊藤嘉重  
主 任 澁谷直樹

### 3 委員会に付議した議件

- 日程 1 議事録署名委員の指名
- 日程 2 会務報告
- 日程 3 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出
- 日程 4 報告第14号 合意解約通知の成立状況の確認
- 日程 5 議案第89号 農地法第3条の規定による許可申請
- 日程 6 議案第90号 農地法第3条第2項第5号(農地法施行規則第17条)に規定する別段の面積(下限面積)の基準設定の必要性の有無について
- 日程 7 議案第91号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告
- 日程 8 議案第92号 令和2年度あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認
- 日程 9 議案第93号 農業委員会の活動の点検・評価、活動計画の公表について
- 日程 10 議案第94号 白糠町農地利用集積円滑化団体事業規程一部改正の承認

開会 午後 1 時28分

議長 これより第26回農業委員会総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員数は9名であります。

白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。  
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。  
1番 石田委員、4番 松本委員、以上2名を指名いたします。

日程第2 「会務報告」をいたします。  
3月17日、「釧路地方農業委員会連合会役員会」を弟子屈町において開催しております。私と事務局が出席しております。  
以上、会務報告とさせていただきます。

日程第3 報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について議題といたします。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹 報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」。  
下記のとおり「農地法第3条の3第1項の規定による届出」があったので報告する。  
令和2年3月27日提出。  
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。  
記。  
号別1 被相続人 ●●● 相続人 ●●●  
次のページをお開き下さい。  
先日、ご息女の●●●様より相続の届け出がありましたので、対象農地の箇所を「位置図及び地番図」にて掲載しておりますので、ご参照願います。  
なお、この土地の一部は現在、●●●様が賃貸借により使用している場所でもあります。  
以上、報告第13号の説明とさせていただきます。

議長 報告第13号の質疑をお受けいたします。

石田委員 相続は●●●さんから●●●さんに代わって、この農地を利用するの

は北村さんには変わらないのか。

齊藤主幹 今現在も賃貸借契約が続いておりますので、使用形態は一切変わりません。ただ、賃貸借なのでお金の支払いは相続人の●●●様に、例年であれば11月末または12月末にいずれかで支払することになっておりますので、お金の支払先だけが変わる内容となっております。

議 長 他にありませんか。

(出席委員) (なし)

議 長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、報告第13号につきましては、原案のとおり承認いたします。

日程第4 報告第14号「合意解約通知の成立状況の確認」について議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。  
齊藤主幹よろしく願いいたします。

齊藤主幹 報告第14号「合意解約通知の成立状況の確認」。  
農地法第3条の規定による許可について、使用貸借の解約がなされ、農地法第18条第6項の規定に基づく通知があったので報告する。  
令和2年3月27日提出。  
白糖町農業委員会 会長 林 善幸。  
記。  
農地法第18条第6項の規定による通知者氏名  
号別1 貸主 ●●● 借主 ●●●  
次のページをお開き下さい。

解約申入日、解約成立日、解約通知日は3月10日、土地の引き渡日は3月31日となっております。解約形態は合意解約、解約事由は使用貸借から賃貸借に変更するためのものです。

以上、報告第14号の説明とさせていただきます。

議 長 報告第14号の質疑をお受けいたします。

中河委員 使用貸借から賃貸にするということですね。

齊藤主幹 報告第14号のカガミの部分になります。上段の部分に賃貸借の解約という文言があるのですが、もともと契約が使用貸借だったのです。それを賃貸借で記載してしまい、めくった裏には「使用貸借から賃貸借に変更」

と記載がありますので、前段の文言は使用貸借が正しいということになります。

議 長 他にありませんか。

(出席委員) (なし)

議 長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、報告第14号につきましては、原案のとおり承認いたします。

日程第5 議案第89号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹よろしくお願いたします。

斉藤主幹 議案第89号「農地法第3条の規定による許可申請」。  
下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可について、本会の審議を求める。

令和2年3月27日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、貸主 ●●● 借主 ●●●

次のページをおめくり願います。

許可申請の内容をご説明いたします。

号別1の●●●様の所有地は●●●の土地を含め合計●●●面積は、合計●●●になります。賃貸借金額は●●●です。

先ほどの報告第14号にて解約後、無償の契約から賃貸借に変更したものであります。

以上、議案第89号の説明とさせていただきます。

議 長 議案第89号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議 長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第89号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第6 議案第90号「農地法第3条第2項第5号（農地法施行規則第17条）に規定する別段の面積（下限面積）の基準設定の必要性の有無について」を議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹 議案第90号「農地法第3条第2項第5号（農地法施行規則第17条）に規定する別段の面積（下限面積）の基準設定の必要性の有無について」。

「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知／平成22年12月22日最終改正）に基づき、農地法第3条第2項第5号（農地法施行規則第20条）に規定する「別段の面積（下限面積）」の基準について、本会の審議を求める。

令和2年3月27日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

次のページをお開き下さい。

農地法第3条第2項第5号（農地法施行規則第17条）に規定する別段の面積（下限面積）の基準設定の必要性の有無についての調書。

この内容につきましては、昨年10月にすべての農業委員が、農地利用状況調査、通称「農地パトロール」を実施しました。その調査結果につきましては、遊休農地がある、なしの判断で、それは見受けられないとの判断に至りました。この調査①と②の違いは、①は1年以上農地として使っていないという内容です。②につきましては、1年未満ということで、時間的な部分で分けがされております。

いずれも遊休農地がないとの判断になりましたので、それぞれ見受けられないということになります。

これを受けまして、下限面積の内容なのですが、白糠町、北海道でもそのようなのですが、下限面積の基準が2ヘクタール、農業者の方が農業を始めるあたっては少なくとも2町以上の農地を持ってくださいという内容、その下限面積を変えるか変えないかということになります。

農地利用状況調査によりまして、なおかつ既存の農家さんの平均の土地の面積を考えますと平均で53町程度お持ちになっていますので、当然下限面積はクリアしている。ただ専業農家さん以外も平均で2町以上の面積を持っている。全体で85%以上が2町以上の面積を持っているので、2町以上の方が4割を下回った場合は下限面積の対象となるということです。すでに85%の数字を達成しているため、下限面積の設定はなしとの判断であります。

以上、議案第90号の説明とさせていただきます。

議長 議案第90号の質疑をお受けいたします。

（出席委員） （なし）

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。

よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第7 議案第91号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」についてを議題といたします。

斉藤主幹、議案の朗読をよろしくお願いいたします。

斉藤主幹

議案第91号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」。

下記の者より農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告書の提出があり、要件の確認について本会の審議を求める。

令和2年3月27日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、法人の名称●●●

号別2、●●●

次のページをご覧ください。

農地所有適格法人の要件はすべて整っていると思われま。

売上の部分、役員等の従事要件も整っております。ただ、号別2の●●●の役員、中段ほどに構成員数が去年と比較しまして、1名増となっております。これは経営者であります●●●様のご親族の方が1名役員として加わりました。

これをもって、議案第91号の説明とさせていただきます。

議 長

議案第91号の質疑をお受けいたします。

石田委員

役員の総数が4名から5名に1名増えたとのことですが、あまり関係ないことかもしれませんが、町在住の方が増えたのですか、それとも町外の方が増えたのですか。

斉藤主幹

町内の方です。名前を公表していいと思いますので、公表します。役員は●●●として勤めていました●●●さんが退職後、●●●に役員として登記上登録となりましたのでそれが1名増となります。

議 長

他にありませんか。

(出席委員)

(なし)

議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長　　ご異議なしと認めます。  
よって、議案第91号につきましては原案のとおり決定しました。

日程第8　議案第92号「令和2年度あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認」についてを議題といたします。  
斉藤主幹より議案の朗読及び内容の説明をお願いします。

斉藤主幹　　議案第92号「令和2年度あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認」。白糖町農地移動適正化あっせん事務実施要領第1項の2に基づき、あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認について本会の審議を求める。  
令和2年3月27日提出。  
白糖町農業委員会　会長　林　善幸。  
内容について、ご説明いたします。  
本件につきましては、「北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づきまして、作成を義務づけられているものであります。  
名簿の調製は、令和2年3月31日現在65歳以下の方と、66歳以上ではあるが、後継者のいる方を登載しております。昨年と比較しますと、昨年の登録者54名に対しまして、今年も同様54名となっております。増減はゼロとなっておりますが、新規登録者2名の増、登録抹消者1名、年齢要件により1名の減となっております。  
これをもって、議案第92号の説明とさせていただきます。

議長　　それでは1ページごとご覧願います。  
番号1の●●●さんから番号17までの●●●さんまでになります。

(修正なし)

次のページになります。  
番号18の●●●から番号26までの●●●さんまでになります。

(修正なし)

次のページになります。  
番号27号の●●●さんから番号38までの●●●さんまでになります。

(修正なし)

次のページになります。  
番号39号の●●●さんから番号54までの●●●さんまでになります。

(修正なし)

あらためて、議案第92号の質疑をお受けいたします。



議 長 休憩します

《休憩》

会議を再開します。

酒井委員 今回、馬主来の話なので音別と隣接するので、このような●●●さんのケースもあると思うので、そのほかに馬主来と隣接する農家がいたとしたら、いまは●●●さんの名前が出てきましたが、他に音別で隣接する人はいませんか。

斉藤主幹 そこまでは調べがついていなかったのですが、例えば隣接してお互い白糠の土地を一部ほしい、借りたい。反対のことも考えられると思うのですが、そういう事案が出てきて、例えばあっせんを通さないで、相對の契約は当然できますので、農地法の3条の契約はできますので、それは隣町でも可能です。

酒井委員 この場合では、名簿に載っていないなくてもそのようなことができるということですね。

斉藤主幹 そのとおりです。

議 長 他にありませんか。

(出席委員) (なし)

議 長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第92号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第9 議案第93号「農業委員会の活動の点検・評価、活動計画の公表について」を議題といたします。

斉藤主幹より報告の朗読 及び 内容の説明をお願いします。

斉藤主幹 議案第93号「農業委員会の活動の点検・評価、活動計画の公表について」。

「農業委員会の適正な事務実施について」(平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づき、農業委員会の活動の点検・評価、活動計画(案)を策定したので本会の審議を求める。

令和2年3月27日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

内容について、ご説明いたします。

本計画は、農業委員会が行なう法令事務と促進等事務の判断の透明性や公平性、また、外部・内部を問わず、はっきり見える活発な活動が強く求められていることに伴い、平成21年より義務付けされたものであり、今回につきましては、令和元年度計画の活動の点検・評価と令和2年度の活動計画を設定し、広く公表するものであります。

まず、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の記載内容についてであります。

I 農業委員会の状況、農業の概要につきましては、主に2015年農林業センサスに基づき記載しております、また、農地台帳面積、農業委員の実数につきましては、今日時点の実数となっております。

次のページの

II 担い手への農地の利用集積・集約化では、令和元年度の集積実績になります、あらかじめ集積目標を100haとしていましたが、実績では172.07haとなり、目標値につきましては、達成することができました。

主な内容は、利用権設定している賃貸借が主な内容で、例年4月、5月に満期が到来したら、再設定、更新する方がほとんどであります。あとは年度内にあっせんがありましたらその数字も含まれております。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の現状では、昨年に●●●と●●●が農業法人として参入しております。

IVの遊休農地に関する措置に関する評価、Vの違反転用への適正な対応は該当ございません。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検は、令和元年度中、9件の実績となっております。

3の農地所有適格法人からの報告への対応は、7法人、本日の報告も含めた数字となっております。

4の情報の提供等は、賃貸借、所有権の移動をとりまとめ、町のホームページに反映、また農地台帳の内容の一部がインターネットを通じて閲覧することができますので、本日の総会後にインターネットの農地台帳に反映させております。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容は、町のホームページを通じて要望・意見を募ります。1カ月間ホームページにこの内容を登載し、意見がある場合は、その後あらためて農業委員会の総会でお諮りしたと考えております。

次に、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画になります。

I 農業委員会の状況になりますが、これも主に農林業センサスの数値になります。

II 担い手への農地の利用集積・集約化では、集積目標を100haで設定させていただきました。これは利用集積の期間満了による再設定とあつ

せんによる集積で、昨年と同数の数値を計上させていただきました。

Ⅲ 遊休農地に関する措置の令和2年度の目標及び活動計画になります。調査実施時期につきましては8月頃から10月に実施するものとしませんが、時期につきましてはみな様にご相談の上、実施したいと考えています。

これをもって、議案第93号の説明とさせていただきます。

議長 議案第93号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第93号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第10 議案第94号「白糠町農地利用集積円滑化団体事業規程一部改正の承認」についてを議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹 議案第94号「白糠町農地利用集積円滑化団体事業規程一部改正の承認」。

白糠町農業経営基盤強化促進基本構想第5の3の(2)の③の規定に基づき、農地利用集積円滑化事業規程の一部改正について白糠町長より承認依頼があったので、本会の審議を求める。

令和2年3月27日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

別紙のとおり

本案につきましては、令和2年3月16日付けで、白糠町長より農業委員会会長に対し「白糠町農地利用集積円滑化事業規程の一部改正に伴う農業委員会の決定について」という標題により、白糠町農業経営基盤強化促進基本構想第6の3の(2)の③の規定に基づき、農地利用集積円滑化事業規程一部改正の承認にあたり、農業委員会の決定を受けたい旨の通知がありました。

農業委員会はその通知に基づき総会において改正内容を審議し、回答期日の3月30日までに報告をすることとなっています。

改正内容は、白糠町が農地利用集積円滑化事業で購入した農地を、新規就農者に無償譲渡するための手続等を定めた規程であります。

既に今月の議会定例会におきまして条例を制定済です。制定月日は3

月5日となっています。

その条例と関連ある円滑化事業規程の改正が必要となったことから、農業委員会の承認を受けた上で施行となる内容です。

それでは、改正内容を朗読させていただきます。

「白糠町農地利用集積円滑化事業規程（平成25年白糠町訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第19条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、白糠町有農地の無償譲渡に関する条例（令和2年白糠町条例第2号）の規定の適用を受ける者に対する農用地等の売買価格は、無償にすることができるものとする。

次のページの新旧対照表の改正後の内容も同様であります。

この規程がなぜ必要か、経過を説明させていただきます。

この規程につきましては、平成30年7月に一部改正をしております。その改正内容は、この規程の中に売買等を織り込むということで、平成30年7月に改正しました。その改正後はみなさまご承知のこととは思いますが、円滑化団体が●●●さんから農地を借りて、昨年、その土地を解約した上で、白糠町が購入したという経過です。それは購入のみの内容だったので、今回の規程は購入以外に無償譲渡できるという文言、これはすでに条例ができておりますので、条例と規程の整合性をとるために、条例では無償となっても、規程には無償がありませんので、整合性をとるために、こちらの規程にも無償譲渡の文言を織り込んだということになります。今後、農業委員会の役目としては、農地の部分ですから必ず農業委員会が関連してきます。白糠町に新規就農者が来て、あるタイミングで農地を無償で渡す。その時は必ず農業委員会の許可が要りますので、その時は町から提案があります。この方に農地に無償譲渡したいと提案がありますので、その中で農業委員会に上がってきて、通常は利用集積を作るときは、金額を盛り込むのですが、この規程を利用して無償ということで、前段のこの規程を活用するために、ここで決定した上で今後の農地の権利移動を設定したいという内容であります。

以上、議案第94号の説明とさせていただきます。

議長 議案第94号の質疑をお受けいたします。

石田委員 この件については、議会でも議論をしました。この改正で、新規就農者が希望して、無償というのは何の条件もなしに無償でいいのか。

例えば就農して、10年間はいろいろと条件はあると思うのだけでも、そういう条項がなくていいのか。例えば、新規就農で1年か2年して、農業を続けられないということもあり得ると思う。そういう場合はどうなのか。

斉藤主幹 当然そういう条件があると思います。あると思いますというのは、固まっていない部分もあるのではないかと。こちらというより町側になるのですが、先ほど、10年という部分がありました。当然、10年間農地として適正に保っていなければならない。例えば途中でそこが自分が合わないから断念するとなれば、それは返還の理由になると思います。そういう諸々の規定、当然やるにあたっては条件を付けた上で、渡すと思いますので、それは条件が整ったらこちらの方に提案するときは諸条件を示してもら

って、こちらに上程するかたちになると思います。

中河委員 10年までは縛りがあると思います。私も議会で聞いた。10年経って、クリアしてすぐ。その場合、そこで（農業を）辞めますと、そういう場合についての縛り。

議 長 休憩します。

《休憩》

議 長 会議を再開します。  
よろしいですか。

(出席委員) (なし)

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第94号につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。  
これをもちまして、第26回農業委員会総会を閉会いたします。  
ご苦労様でした。

( 閉会時間 午後 2 時28分 )